

銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8月31日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第4号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則（平成21年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（医師の指定）</p> <p>第1条 佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第5条の2</u>に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の規定による医師の指定を行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>（医師の指定）</p> <p>第1条 佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第5条の2第1項</u>に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の規定による医師の指定を行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。